

枚方市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月6日

枚方市

監査委員	勝山武彦
監査委員	久野邦広
監査委員	前田富枝
監査委員	榊田義則

記

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 竹内 脩

平成24年12月28日付け福障第1032号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成24年12月28日

3. 監査の結果に関する報告

平成24年3月30日付け枚監査第212号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《福祉部障害福祉室》

○知的障害者授産施設及び知的障害者更生施設指定管理者管理運営業務の第三者への委託について

指定管理者が施設の管理業務の一部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）する場合は、あらかじめ書面により承認を得なければならない旨が基本協定書に定められている。また、指定管理者制度は公の施設の管理運営を指定管理者に委ねているものであり、たとえ指定管理料がな

い場合でも、当該施設の所有者、市民サービスの提供者としての市の責任は重要であるため、市は指定管理者の実施状況について責任をもって正確に把握しておく必要がある。

しかし、当該2施設における再委託の事実を知らずながら規定の手続きは行われていなかったことから、早急に原因を究明するとともに是正措置を行い、今後は、再委託の適正性を確認するためにも基本協定書の規定に基づき、書面による事前承認手続きを行い、さらに、市によるモニタリングで第三者への委託の状況を十分に把握するよう指摘する。

(2) 措置内容

基本協定書に基づき、指定管理者が施設の管理業務の一部を第三者に委託する場合において、市に対して、事前に書面による業務委託承認願の提出を受け、承認手続きを行うよう徹底する。

なお、平成24年度からの指定管理業務において、指定管理者が第三者に委託する業務については、平成24年3月23日付で承認をしている。

また、指定管理者に対するモニタリングについては、平成23年度から書面による審査、評価のみならず、指定管理施設にて、現地調査及び帳票類について確認を行った。今後も第三者への委託状況についても十分な把握に努める。